

平成 29 年度 食品安全モニター募集要項（概要）

食品安全モニターは、食品安全委員会が行ったリスク評価に基づいて各省庁が行う施策の実施状況をモニタリングしてご報告いただくとともに、食品安全に関するご意見・ご要望をお寄せいただくために、食品安全委員会が依頼するものです。

食品安全モニターの皆様には、食品安全に関する知識をさらに深め、最新情報に触れていただけるよう、食品安全委員会の広報誌や各種資料の送付、都道府県等が行う食品安全関連のイベント情報等の情報提供をいたします。

1 応募要項

(1) 応募資格

以下のアからエまでの全てに該当する方

ア 日本国内に居住されている満 20 歳（平成 29 年 4 月 1 日時点）以上の方

イ インターネット接続されたパソコンと、ご自分のメールアドレスをお持ちの方（応募も含め、事務局との連絡、報告書の提出等は、インターネット経由で行いますので、パソコン操作ができることは必須です。スマートフォン、携帯電話は不可とします。）

ウ 食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有していること。具体的には、次の条件のいずれかを満たしている方

[1] 大学等で食品に関連する学科等（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、食品工学、家政学、栄養学等）に在籍している方、又は卒業若しくは修了した方

[2] 食品に関連する資格（栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、製菓衛生師又は食品衛生管理者、その他、事務局長が適当と認めるもの）を保有の方

[3] 食品安全に関する業務に従事している方若しくは従事していた方、又は過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方

エ 平成 29 年 4 月 1 日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方

(2) 募集人数及び任期

募集人数：180 名程度

任期：1 年間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

活動状況等に応じて、延長が認められます（延長は 1 年毎、最長 5 年間）。

(3) 応募方法

食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）の食品安全モニター応募フォーム（下記）から応募してください。

応募フォーム

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0892.html>

(4) 応募締切

平成29年1月30日（月）午前10：00

(5) 選考

応募フォームに記載された内容を審査することにより、食品安全モニターの活動を理解し、積極的な活動や意見の提案が期待される方の中から、性別、年代、居住地域等を考慮して選考します。

(6) 結果の通知

食品安全モニターになっていただく方には、平成29年3月下旬までに郵送及びメールで通知する予定です。採用されなかった方には、平成29年4月1日以降に、応募時に記載いただいたメールアドレス宛に、その旨をご連絡いたします。メールアドレスの入力に誤りがある場合には、不達となりますので、ご了承ください。

(7) その他

応募に際していただいた個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に従って厳正に取り扱い、食品安全モニターの選考・依頼事務のみに使用します。但し、食品安全モニター採用され、事務局の依頼を承諾された場合は、いただいた情報をその後の食品安全モニター運営にも使用します。

2 食品安全モニターの手続（選考後の手続）

(1) 書類の提出

選考結果の通知後、所定の期限までに応募資格を証明できる書類（修了証明書、資格の免状の写し等）を事務局に提出していただきます。内容を確認後、事務局から依頼通知を郵送します。

(2) 謝金等

食品安全モニター会議への出席とアンケート等への協力に対しては、当委員会の規程に基づいて謝金、旅費をお支払いします。

○食品安全モニター会議への出席 3,000円程度

○アンケート等への協力 1,000円程度（年1回程度実施）

【問合せ先】

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当

電話(03)6234-1143・1150・1154（平日10:00～17:00）